

Q & A 【丹波市レンタカー等利用による周遊旅行促進事業補助金】

No.	Q	A
1	家族や友達グループではない一人旅でも申請の対象となるのか。	複数人・個人ともに補助の要件を満たせば対象になります。 なお、補助金の振り込みについては、申請書に記載いただいた代表者名義の個人口座にお振込みさせていただきます。
2	丹波市に在住しているが、この補助金は使えるのか。	市内在住の方は補助対象外となります。 補助対象者は、市外に在住されている観光客 となります。
3	丹波市周遊デジタルマップ「丹波マップ」の利用方法がわかりません。	この補助金の丹波市HPに「丹波マップ」のURLを記載しておりますので、そこから「丹波マップ」を開いてください。 旅行の目的地が、この補助金の対象施設かどうか、必ず旅行前に「丹波マップ」でご確認ください。 ※「丹波マップ」が開けない等で補助対象施設がわからない場合は、「丹波市 観光課 観光振興係」まで事前にお問い合わせください。
4	レンタカー・タクシーともに利用は「市内」の発着に限定されるのか。	レンタカー・タクシーともに「市内」「市外」問わず、いずれの発着でも構いません。

Q & A 【丹波市レンタカー等利用による周遊旅行促進事業補助金】

5	市内のコンビニやスーパーマーケットやドラッグストア等での日用品の買い物も補助対象となるのか。	あくまで補助対象は「 <u>丹波マップ</u> 」に登録されている店舗や施設となりますが、「丹波マップ」に登録されているのは観光に関する施設なので、「 コンビニ・スーパーマーケット・ドラッグストア 」等での 買い物は対象外 となります。
6	「食事」については、「朝食・昼食・夕食」のいずれでも構わないのか。	「食事」については、「朝食・昼食・夕食」のいずれでも構いません。 ただし、コンビニエンスストアや一部ファストフード店舗等は、対象外となりますので、「丹波マップ」にてご確認ください。
7	「丹波マップ」に登録している店舗を訪れたが、食事や買い物等はしなかった。 この場合も施設を訪れているので、補助要件にある店舗の利用として認められるのか。	利用したことになりません。この事業における「お店の利用」とは、お金（現金・電子マネー・クレジット払い）を支払い、各種サービスを受けることを指します。 なお、利用に関する金額の上下限はありません。
8	申請の回数制限はありますか	申請の回数制限はあります。 1 申請者につき、月 1 回 までの制限となります。 なお、月 1 回のカウントは「申請日」を基準とします。 例：4 月に 2 回、①4/20、②4/27に丹波市に旅行して、①4/20分を「4/30」日付で申請、②4/27分を「5/1」日付で申請した場合は、それぞれ「旅行日から15日以内、申請が月 1 回まで」という要件を満たしますので、申請が可能となります。

Q & A 【丹波市レンタカー等利用による周遊旅行促進事業補助金】

9	レンタカーを借りて、丹波市内を周遊して、市外のガソリンスタンドで給油したが、この代金は補助対象となるのか。	市外での給油は、補助対象外となります。 市内で給油したものに限り、補助対象となります。
10	市内だけでなく、近隣の市町にも巡った場合は対象になりますか。	対象になりますが、その場合も補助要件となる「2か所以上の食事、買い物等を行う」ことが必須となります。 また、市外で発生した食事代等の旅費分は対象外で、あくまで丹波市内で使った旅費が対象となります
11	「丹波マップ」に登録している店舗を2か所以上を巡ることが補助要件ですが、例えば、1店舗で、食事とお土産の購入も両方行った場合、2か所としてカウントしてよいか。	2か所としてカウントできません。 あくまで別々の登録店舗2か所以上を巡ることが要件となります。
12	丹波市内での宿泊代は補助の対象か。 また、1泊2日の旅行で、両日ともに補助要件を満たせば、2回申請してよいか。	「丹波マップ」に登録されている市内の施設であれば、宿泊代も補助対象となります。 なお、市内で宿泊した場合は、レンタカー及びタクシーの各種補助申請上限額から、「5,000円」上乗せされます。 例：レンタカーを利用して、市内宿泊を行った場合、補助申請上限額が「10,000円→15,000円」となります。
13	補助対象経費のレシート・領収書の写しを添付することとなっているが、電子マネー・クレジット払いの支払い明細でも代用できるのか。	原則、電子マネー・クレジット払いの場合も、レシート・領収書を添付いただきますが、やむを得ない場合は、「利用月日、利用場所、利用料金」がわかる明細書又は携帯画面等をプリントアウトして、書面にてご提出ください。 書面で確認ができない経費は、補助対象外となります。

Q & A 【丹波市レンタカー等利用による周遊旅行促進事業補助金】

14	タクシーの利用補助については、「通常利用」と「貸し切り利用」の2種類あり、補助額も異なるが、領収書はどのようにすればよいか。	タクシーを利用する際に、運転手（又はタクシー会社）に「通常利用」と「貸し切り利用」のいずれかの利用を事前に伝え、「貸し切り利用」の場合のみ、領収書の但し書きに「貸し切り利用」と記載してください。「通常利用」の場合は、利用の明細がわかるレシート等で差し支えございません。
15	補助金申請は旅行後何日以内にしないといけないのか。	必ず旅行の翌日から15日以内に申請してください。 なお、本補助金は予算の範囲内で補助をおこないますので、申請受付期間内であっても、予算の上限に達した場合は、締め切りさせていただきます。予算の状況はホームページでご確認ください。